

## 1 都市における防災・減災力の向上

### (1) 災害リスクの高い地域の市街化を抑制

- 土砂災害特別警戒区域等の災害ハザードエリアにおいては、災害ハザードマップの周知や居住誘導区域外とすることで新たな住宅立地を抑制するほか、必要に応じて都市計画制度による立地規制や建築物の構造規制を導入する。

### (3) グリーンインフラを活用した防災・減災

- 緑地等をグリーンインフラとして活用し、土砂災害の防止や都市の防災力向上など、防災・減災対策を推進する。

### (2) 総合的な治水対策

- 総合治水条例に基づき、河川下水道対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、避難に資する情報発信等による減災対策など、総合的な治水対策を推進する。

### (4) 復興事前準備

- 特に大規模な災害が想定される区域においては、市街地特性と被害想定をもとに、被災後の復興まちづくりの目標と実施方針を平時から検討しておき、必要に応じて市町マスタープランに位置付ける。

#### □ 六甲山系グリーンベルト整備事業



- 兵庫県南部地震により山腹崩壊が多数発生したことを受け、神戸市垂水区から宝塚市に至る表六甲山麓約1,600haの区域を対象に、砂防堰堤等の施設整備に加え、流域内の山林における植樹や間伐、支障木の除去や市街地に隣接する山麓斜面における一連の緑地帯の保全・創出を実施。

#### □ 復興事前準備の事例



#### 葛飾区都市計画マスタープラン「震災復興まちづくりの方針」

- 地区の特性に応じて、復興まちづくりの手法を予め検討し、類型化してマスタープランに位置付けている事例。

- 基盤整備型修復地区**  
(面的な市街地整備により復興を検討する地区)
- 修復・改善型復興地区**  
(既存の道路等の都市基盤を生かした市街地の改善・修復により復興を検討する地区)
- 誘導・個別再建型復興地区**  
(まちづくりのルールのもとで復興を検討する地区)
- 拠点整備型復興地区**  
(都市機能の集積拠点として復興を検討する地区)

## 2 災害に強い安全な市街地の形成

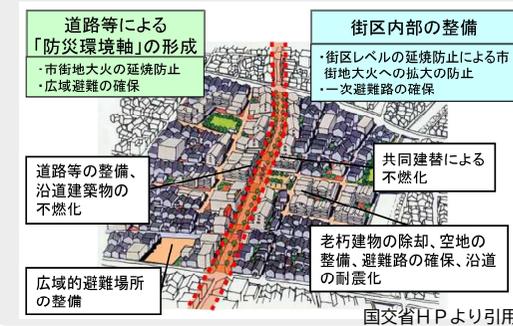
### (1) 総合的な防災・減災対策の強化

- 均衡の取れた都市施設の配置とネットワーク化、都市の耐震化・不燃化、密集市街地の改善、低未利用地や遊休地を活用した延焼遮断帯や避難所となるオープンスペースの確保など、被害を未然に防止又は軽減する対策に引き続き取り組む。

### (2) 臨海部における重点的な対策

- 大規模地震による津波被害や台風等による高潮被害が想定される臨海部における対策を強化する。

#### □ 密集市街地の整備イメージ



#### □ 臨海部における津波対策



## 3 ユニバーサル社会づくりの推進

### (1) 福祉のまちづくりの展開

- 誰もが安心して住まい、まちなかまで安全・快適に移動し活動できるユニバーサル社会の実現に向け、引き続き、住宅、公共交通、生活利便施設等のバリアフリー化を推進する。

### (2) 健康寿命を伸ばすまちづくりの推進

- 健康寿命の延伸において重要な高齢者の社会参加や外出機会の増加に資するよう、公園の適正配置や歩行環境の向上などウォーカブルなまちづくりを推進する。

#### □ 福祉のまちづくりの取組事例



## 4 子育てにやさしい都市づくりの推進

### (1) 子育てに適した住環境・生活環境の整備

- 職住近接のほか、地区計画制度等を活用した緑豊かで良好な住環境の創出、生活利便施設の適正立地、安全安心な空間整備等を推進する。

### (2) 親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり

- 子育て支援施設の整備や都市公園の整備・活用等により、親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくりを推進する。

#### □ 通学路の歩道整備事例



県道西脇八千代市川線 (市川町)

#### □ 子育て施設の整備事例

- 県営住宅の建替え時に発生した余剰地を保育園に活用



県営浜つばめ高層 (尼崎市)

## 1 脱炭素型の都市づくりへの転換

### (1) 環境負荷の小さな都市づくりの推進

- 地域連携型都市構造の形成を通じて、都市機能の集約・交通体系の再構築等により、エネルギー利用効率を高め、温室効果ガス排出量の減少等、カーボンニュートラルな都市を目指す。
- 土地利用や景観等に配慮し、再生可能エネルギー発電設備を適切に導入することにより、エネルギーの地産地消を推進。
- 水素社会の実現に向け、官民連携により水素モビリティの普及や水素ステーションの整備等を推進。

#### □ 再生可能エネルギー発電設備の例



水田に営農型太陽光発電設備を導入し、電気は隣接地でのイネの乾燥や粃刷りで使用

#### □ 水素ステーションの整備状況

水素ST整備状況 (R3.6末(整備中含む))	【県内整備数】 3箇所
関東圏 62箇所	・ 尼崎 (H26.7～)
中京圏 50箇所	・ 神戸 (H29.3～)
関西圏 19箇所	・ 姫路 (R3.4～)
九州圏 14箇所	
その他 21箇所	
全国 166箇所	

尼崎水素ステーション

### (2) 交通から発生する環境負荷を軽減

- 未整備の都市計画道路の整備、交差点の立体化、狭隘区間や橋梁、踏切等のボトルネックとなっている区間の解消により、交通渋滞等の速度低下による燃費の悪化やCO<sub>2</sub>排出量増加等を軽減。
- 自転車走行空間の整備のほか、駐輪場の適正配置、利用しやすいシェアサイクルの導入等により、脱炭素と健康増進に資する自転車を快適に利用できる都市環境を形成。

#### □ 道路拡幅による交通渋滞解消事例



#### □ 自転車の活用推進



## 2 グリーンインフラの活用推進

### (1) 都市の緑の保全と創出

- 都市から発生するCO<sub>2</sub>の吸収源、生物多様性の確保、Well-Beingの実現の観点から大きな役割を有する都市緑地を保全するとともに、低未利用地等を活用して新たな緑地の創出を図る。

#### □ グリーンインフラの事例

##### ① ESR尼崎ディストリビューセンター（尼崎市）



#### 【目的】

- 将来に渡って臨海部の生態系ネットワークに寄与する緑地環境を創出
- グリーンインフラを活用して働く人や子供達も憩いの場となる環境を創出

#### 【主な取組】

- 草丈・樹高に変化のある草地、樹林地、水辺をまとめた規模で、地域環境に適した植物を用いて創出することにより、多様な生き物が利用しやすい環境を整備
- 施設の従業員や来訪者が利用できるBBQ広場や園庭など、緑を活用したレクリエーション空間を創出

### (2) 生態系ネットワークの形成

- 生物の生息・生育の場である貴重な自然や在来種を保全するとともに、自然の働きを回復させることによって豊かな自然環境の再現を図る。

##### ② 「コウノトリ野生復帰」をシンボルにした自然再生（豊岡市）



#### 【目的】

- コウノトリの野生復帰を通じて人と自然が共生する社会、コウノトリも住める豊かな環境を創造

#### 【主な取組】

- コウノトリの採餌場、環境学習拠点等の機能を持つ「市立八チゴロウの戸島湿地」を整備したほか、市内の休耕地を利用して水田ビオトープを整備

- 出石川沿いに整備した「加陽湿地」で地域と行政が一体となり、人と自然が共生する風景の再現と地域の賑わいを創出する拠点づくりを行っている

## 3 森林の整備・保全

### (1) 都市を取り巻く森林の適切な保全

- 気候変動への対応や生物多様性確保の観点、更には水資源貯留や災害の防止等の多様な機能を有している森林について、各法令に基づく重層的な土地利用規制等による保全を図る。

□ 市街地の背後に広がる保安林 (神戸市)



### (2) 森林の整備・保全に貢献する都市づくり

- 木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における木材利用の促進等により、森林資源の循環利用を通じて、森林の整備・保全に貢献する都市づくりを推進する。

□ 県内の木質バイオマス発電所 (丹波市)



木材等を原料としたパルプ蒸解廃液を燃料とし、発電を行っている

## 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

### (1) 市街地以外のエリアにおける「農」の土地利用との相互調和

- 農地や自然環境を保全する諸制度や土地利用計画を踏まえ、無秩序な市街化を抑制するとともに、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

#### [市街化調整区域]

- 計画的に一定の開発を許容する場合は、地区計画制度等を活用し、環境や景観を阻害するおそれのある土地利用や建築物を規制・誘導しつつ、農的土地利用との健全な調和を確保し、良好な地域環境を維持、保全する。

#### [非線引き都市計画区域]

- バラ建ち等、無秩序な市街地の拡大が生じるおそれのある場合、優良農地を保全する観点から、市街地及び農地等それぞれのまとまりに配慮しつつ、特定用途制限地域等の指定による的確な土地利用コントロールを講じる。

### □ 「農」の保全等を図る土地利用コントロール

※「区域区分見直しの考え方(R5.3)」より抜粋



営農環境の確保等の観点も踏まえ、利活用するエリアと保全するエリアをゾーニングしたバランスのよい土地利用計画を作成

特定用途制限地域の指定により、農用地等に関しては、農地保全の観点から、基本的に農業用施設等以外の施設の立地を制限する

区域	特定用途制限地域による立地規制基準の目安
農業区域	農業用施設のみ立地可 ※農用地等以外の区域においては、住宅のほか農産物直売所や農家レストランなどを立地可とする対応も考えられる

### (2) 都市農地の保全・活用

- 市街地内に残された農地が、都市にとって必要であり、あるべきものという考え方のもと、生産緑地地区の指定を推進するとともに、田園住居地域の指定を検討する等、都市農地の計画的な保全を図る。
- 市街化区域内の遊休農地を市民農園や体験農園に活用するほか、農家レストランや農産物直売所の開設を促進する等、農地の有効活用を図る。

□ 生産緑地の事例(川西市)



□ 市民農園の事例 (宝塚市)



## 1 県・市町の連携強化

### (1) 市町による自立的な都市づくりを支援

- 基礎自治体である市町が、地域特性に応じた個性と魅力あふれる都市づくりに向けて独自の取組を柔軟かつアジャイルに展開できるよう、県は、情報提供や相談対応等、市町に対して積極的な技術的支援を行う。
- 令和5年3月に決定した「区域区分見直しの考え方」を基に、区域区分の廃止を検討する地域においては、県は市町と連携し、市町による土地利用コントロールへの移行を検討する等、市町の自主的・自立的な都市づくりを支援する。

### (2) 市町間の連携強化と広域調整

- 生活圏の広域化、災害の激甚化等によって、市町域を超える広域的な課題も増大しているため、市町は協議会等の活用等により相互の連携を強化するとともに、県は広域的な調整や各種施策の横展開を図る等、市町間の連携を支援する。

## 2 県民・企業など多様な主体の協働

### (1) 多様な主体が参画しやすい環境の整備

- まちづくりに関する情報のオープンデータ化を進め、大学や企業など多様な主体の参画により、各種データを用いたシミュレーション等によるエビデンスに基づく都市計画立案の高度化を図る。
- 3D都市モデルなどの活用により都市計画をより分かりやすく親しみやすいものとする事で、誰もが都市計画に参画しやすい環境を整備する。

### (2) 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

- ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス等の民間主導のまちづくりの取組と協調しつつ、これまで行政主導で取り組まれてきた公共・公益施設の整備・運営についてもPPP/PFIの導入、公的不動産（PRE）の活用を推進する。

### (3) 多様な主体によるエリアマネジメントの促進

- 住民、事業主、地権者、関連団体等の地域の担い手が一定のエリア内における維持管理・運営に主体的に取り組み、地域の価値の向上や経済の活性化を図る「エリアマネジメント」の取組を促進する。

# 目指すべき都市づくりの方向性(案)の主なポイント

## I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

「躍動する兵庫」の実現に向け、人・モノ・投資を呼び込むまちづくりを推進

1 地域連携型都市構造の実現

✓ 県が目指すべき持続可能な都市構造として設定し、引き続き実現に向けて取り組む

2 魅力ある多様な拠点の形成

✓ 市街地の更新やウォーガール、ポストコアにおけるネバーランドの都市機能の充実等の国の方向性を反映  
✓ 県が進めているJRR加路線維持・利用促進の取組を反映

3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

✓ 「区域区分見直しの考え方(R5.3)」で示した、市町による主体的かつ機動的な土地利用のゾーニング & コントロールによる産業立地の迅速化について明記

4 民間投資の積極的誘導

✓ 県が進めている次世代成長産業の県内集積やバリエーションでの企業立地促進を反映

5 新技術を活用した都市づくりの推進

✓ 都市部や地方都市における都市計画制度等を活用した民間投資の誘導に引き続き取り組む

6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

✓ 国が推進しているスマートシティや3D都市モデル、オープンデータ化等を反映

✓ ポストコアにおける多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを推進  
✓ 県が進めているひょうごフィールドパビリオン等のサステナブルリズムを推進  
✓ 「大阪バリエーション活性化方針(R5.3)」における観光・交流に係る方針を反映

## II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

引き続き災害への備えや安心して暮らせるエバーグリーンなまちづくりを推進

1 都市における防災・減災力の向上

✓ 近年注目されているグリーンインフラやEco-DRR、復興事前準備の考え方を追加

2 災害に強い安全な市街地の形成

✓ 総合的な防災・減災対策に引き続き取り組む

3 ユニバーサル社会づくりの推進

✓ 福祉のまちづくりや健康寿命を伸ばすまちづくりに引き続き取り組む

4 子育てにやさしい都市づくりの推進

✓ 県が取り組んでいる人口対策として子育て世帯の転入増を促進

## III 環境と共生する都市づくり

カーボンニュートラルやネチャーポジティブ等の国際社会の要請や意識の高まりを受け、柱の一つに設定

1 脱炭素型の都市づくりへの転換

✓ CO<sub>2</sub>の削減や再エネ導入に加え、水素ビリティや水素ステーションの整備を推進

2 グリーンインフラの活用の推進

✓ グリーンインフラの活用による都市緑地の保全や生態系ネットワークの形成を推進

3 森林の整備・保全

✓ 多様な機能を有している森林の整備・保全を推進

4 「農」の保全と土地利用との相互調和

✓ 市街地(都市部)と市街地以外のそれぞれにおいて、「農」の保全と相互調和を図る土地利用規制や計画的な土地利用等について明記

# 目指すべき都市づくりの方向性(案)の主なポイント

## I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり

### 1 地域連携型都市構造の実現

(1) 地域連携型都市構造の実現

拡

### 2 魅力ある多様な拠点の形成

(1) 「価値」・「持続性」を高める市街地の更新

新

(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちづくり

(3) 身近なエリアにおける都市機能の充実

新

(4) 駅周辺の個性と魅力あるまちづくり

新

### 3 兵庫の成長を支える産業立地の推進

(1) 産業ニーズに計画的かつアジャイルに対応

拡

(2) 次世代成長産業の立地促進

新

(3) ベイエリアにおける企業立地・投資の促進

新

(4) 地場産業の継承と成長

新

### 4 民間投資の積極的誘導

(1) 立地適正化計画を活用した民間投資の誘導

(2) 都市計画制度等を活用した民間投資の誘導

### 5 新技術を活用した都市づくりの推進

(1) IoT・ビッグデータなどの活用

拡

(2) スマートモビリティ社会への対応

拡

(3) インフラ維持管理への新技術の活用

新

### 6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進

(1) 兵庫県の歴史・文化資源、自然環境、景観を活かしたまちづくり

(2) 多様なライフスタイルを実現できるまちづくり

(3) 都市公園の整備、機能強化、官民連携によるにぎわい創出

(4) 持続可能な観光地域づくり

新

(5) 大阪湾ベイエリアにおける観光・交流のまちづくり

新

# 目指すべき都市づくりの方向性(案)の主なポイント

## Ⅱ 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり

### 1 都市における防災・減災力の向上

(1) 災害リスクの高い地域の市街化を抑制

(2) 総合的な治水対策

(3) グリーンインフラを活用した防災・減災

拡

(4) 復興事前準備

拡

### 2 災害に強い安全な市街地の形成

(1) 総合的な防災・減災対策の強化

(2) 臨海部における重点的な対策

### 3 ユニバーサル社会づくりの推進

(1) 福祉のまちづくりの展開

(2) 健康寿命を延ばすまちづくりの推進

### 4 子育てにやさしい都市づくりの推進

(1) 子育てに適した住環境・生活環境の整備

新

(2) 親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり

拡

## Ⅲ 環境と共生する都市づくり

### 1 脱炭素型の都市づくりへの転換

(1) 環境負荷の小さな都市づくりの推進

拡

(2) 交通から発生する環境負荷を軽減

拡

### 2 グリーンインフラの活用の推進

(1) 都市の緑の保全と創出

拡

(2) 生態系ネットワークの形成

新

### 3 森林の整備・保全

(1) 都市を取り巻く森林の適切な保全

拡

(2) 森林の整備・保全に貢献する都市づくり

新

### 4 「農」の保全と土地利用との相互調和

(1) 市街地以外のエリアにおける「農」の土地利用との総合調和

新

(2) 都市農地の保全・活用

拡

## 連携・協働

### 1 県・市町の連携強化

(1) 市町による自立的な都市づくりを支援

新

(2) 市町間の連携強化と広域調整

新

### 2 県民・企業など多様な主体との協働

(1) 多様な主体が参画しやすい環境の整備

新

(2) 多様な主体との協働によるまちづくりの推進

(3) 多様な主体によるエリアマネジメントの促進